

東神楽町地区別まちづくり計画書印刷製本業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「東神楽町地区別まちづくり計画書印刷製本業務」を受注する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定する手続きを定めることとする。「東神楽町地区別まちづくり計画」は、「自治・協働」をテーマに、東神楽らしい個性的で、自立したまちづくりを進めていくもので、その地域の10年後の理想像を見据えて、それを実現するための目標、取り組み方針等を決定し、その取り組みの役割分担を明確化したものである。

この計画は今後の身近な地域づくりの方向性を示し、町民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものであるため、町民をはじめ国や道、周辺自治体等の広域的な行政に対しても、幅広く理解してもらうことが重要である。

このことを踏まえ、本業務はイラストや写真などを用いるとともにデザイン、レイアウトなどにも工夫を凝らして、読みやすく分かりやすい表現で計画の内容が理解されやすい計画書の印刷製本を行うことを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

東神楽町地区別まちづくり計画書印刷製本業務

(2) 提案金額

上限額 2,717,000 円（消費税相当額及び地方消費税相当額含む）

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり契約金額ではない。

※提案は、提案上限価格を超えないものとする。

(3) 期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

3. 業務内容

本業務にて要求する仕様を以下に示す。ただし、契約時における仕様書は、優先受注候補者として選定された事業者の企画提案内容により、変更する場合もある。

(1) 東神楽町地区別まちづくり計画書 300部印刷・製本及びデータファイル作成

①地区別まちづくり計画に基づいた計画書冊子の企画・編集・構成

②内容に合ったイラストレーション及び挿入写真の作成

③ウェブサイト上で掲載することや納品後に発注者が加筆修正を加えることを想定したデータファイルの作成

(2) 構成

①表紙（必ず計画にある「将来像」のフレーズを入れること。）

②目次

③町長メッセージ

④計画本文（資料編については、決定業者に別途支持）

⑤裏表紙

(3) 計画書本編（規格・体裁）

- ①規格 A4判（文字量は文字サイズ12ポイントで、A4判120ページ以内。この他に、写真・図表などを挿入）
- ②表紙・裏表紙 4色片面カラー 紙質 つや消しコート135K（再生紙）
- ③本文 2色刷り 紙質 つや消しコート70K（再生紙）、一部図面はカラー刷り
- ④製本 無線綴じ
- ⑤データファイル作成時の電子データ（Wordなど納品後に発注者が加筆修正等を加えることができるもの）とPDFなどの電子データを納品

(4) 業務進行に当たっての留意事項

- ①本業務は、単なる印刷製本業務ではなく、地区別まちづくり計画書冊子の完成に必要な、企画、構成、編集、原稿作成、リライト、校閲、校正、デザイン、レイアウト、図表・イラスト作成、写真撮影、取材調整、取材、掲載許諾取得、印刷製本、電子データ作成及び納品までの一切の業務を含むものとする。
- ②受注者は、発注者が提供する計画本文、関連資料、既存広報物その他必要資料を読み込み、冊子の目的及び読者層に応じて、読みやすく分かりやすい文章へのリライト、要約、見出し作成、キャプション作成、図表化案の作成を行うこと。
- ③専門用語、行政用語、冗長な表現については、町民に伝わりやすい表現への言い換えを提案すること。ただし、計画内容の趣旨を変更する修正を行う場合は、事前に発注者の承認を得ること。
- ④受注者は、発注者へ校正原稿を提出する前に、誤字脱字、表記ゆれ、数字・固有名詞・地名・人名・団体名、図表番号、ページ番号、目次、脚注、キャプション、引用・出典、写真説明文等について確認を行うこと。

4. 参加資格

次の①から⑨の要件をすべて満たす事業者であること。

- ① 北海道市町村入札参加資格共同審査に登録があること。ただし、参加申込書等の提出時点において、登録事業者以外のもので、3の②から⑩の各要件を満たす者も参加者とすることができるが、その場合は令和8年6月16日までに随時登録申請を行うこと。または、既に令和8年度東神楽町一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- ② 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- ③ 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有すること。
- ④ 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）において、本案件と同種又は類似業務と認められる印刷製本業務の履行実績があること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていないこと。
- ⑦ 東神楽町暴力団排除条例（平成25年12月13日条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。

⑨ その他、当該業務担当者との打ち合わせを適切に行うことができること。

5. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約完了までのスケジュールは次のとおり。

令和8年5月11日(月)	公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
5月18日(月)	質問書の受付期限
6月1日(月)	参加申込関係書類の提出期限
6月2日(火)	企画提案の受付開始
6月18日(木)	企画提案関係書類の提出期限
6月22日(月)	審査委員会の実施(提案書類)
6月下旬	審査結果通知、優先受注候補者決定
7月上旬	契約締結

6. 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を期間内に提出すること。作成書類は「A4片面印刷」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときはA3サイズを用いても良いものとする(その際A4サイズに折り込んで提出すること)。

(1) 参加申込関係書類

① 提出書類

ア. 参加申込書(様式1)

イ. 履歴事項全部証明書 ※発行後3カ月以内

ウ. 納税証明書(未納がないことが確認できるもの)直近年度の国税(法人税、消費税及び地方消費税)、市町村税(本社所在地の法人市町村民税及び固定資産税)
※国税(法人税と消費税及び地方消費税「納税証明書その3の3」とします)

エ. 会社概要及び業務実績表 ※任意様式

② 提出期限

令和8年6月1日(月) 午後5時(必着)

③ 提出方法

簡易書留郵便または持参により東神楽町へ提出(提出先は最終項目に記載)

(2) 企画提案関係書類

別紙「企画提案書作成要領」のとおり

① 提出期限

令和8年6月18日(木) 午後5時(必着)

② 提出方法

簡易書留郵便または持参により東神楽町へ提出(提出先は最終項目に記載)。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を簡易書留郵便または持参により東神楽町へ提出すること。(提出先は最終項目に記載)

7. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年5月11日(月)から5月18日(月)午後5時

(2) 提出方法

質問は、文章(任意様式A4サイズ)により行うこと。簡易書留郵便・電子メールまたは持参により東神楽町へ提出。(提出先は最終項目に記載)

(3) 東神楽町は、質問書を受領後、Eメールにて4日以内に回答する。

8. 審査及び選定

東神楽町職員で構成する「東神楽町地区別まちづくり計画書印刷製本業務公募型プロポーザル審査委員会」が、企画提案の審査をする。

(1) 企画提案関係書類の審査項目等

(配点は「評価点×乗率」にて算出する)

評価項目	評価基準	配点	評価点	乗率
デザイン性	・わかりやすい、見やすいレイアウトであるか ・色の使い方や選択が適切であるか ・単なる印刷・製本だけでなく、より効果的な情報伝達の工夫があるか	30	1~5	6
構成力	・計画内容を理解し、十分に要約されているか ・計画内容を分かりやすく伝えているか	30	1~5	6
価格設定	・見積積算は適切で安価な金額で抑えられているか	10	1~5	2
業務進捗管理	・業務管理、進行状況の報告・共有が問題なく対応できる管理体制が整っているか	10	1~5	2
スケジュール管理	・適切な業務スケジュールで進められているか ・校正及び確認作業を含めた工程計画は適正か	10	1~5	2
会社の業務実績	・過去の業務実績から業務委託は可能か ・会社の財務状況に問題はないか	10	1~5	2

評価点 5点(特に優れている)・4点(優れている)。3点(普通)・2点(劣っている)・1点(特に劣っている)

9. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先(優先受注候補者)の特定

「東神楽町地区別まちづくり計画書印刷製本業務公募型プロポーザル審査会」により選定した事業者を、本事業に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、本事業の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、東神楽町のホームページにて公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、優先受注候補者から見積書徴取及び契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ① 優先受注候補者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する。
- ② 優先受注候補者が、破産法による破産手続き開始の申し立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③ 優先受注候補者が、東神楽町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条

第2号に規定する暴力団員に該当する。

- ④ 優先受注候補者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤ 優先受注候補者が、東神楽町から指名停止の措置を受けている。
- ⑥ 優先受注候補者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦ その他の理由により、優先受注候補者と契約の締結が不可能となった。

(2) 契約金額

東神楽町の定める本事業の予算範囲内とする。

(3) 業務の仕様

本業務の仕様については、優先受注候補者の提出書類等に記載された内容を加味し東神楽町において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

見積書徴取の相手先として選定されなかった事業者に対しては、選定されなかった旨を、東神楽町が電話もしくはEメールにて通知する。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、東神楽町情報公開条例（平成12年条例第39号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての意義申し立ては一切受け付けない。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、東神楽町と事業者で別途協議する。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合
- (4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

12. 問い合わせ・書類等提出先

東神楽町 まちづくり推進課 担当：金子・遠藤

住所：〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

電話：0166-83-2113（直通）

FAX：0166-83-4180

Eメール：kikaku@town.higashikagura.lg.jp